

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成27年規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(外国勤務手当) 第8条 条例第9条第2項に規定する外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法第9条又は<u>第11条</u>の規定による在勤基本手当の額に相当する額は、別表のアの表の左欄に掲げる職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）第5条第1項に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による職務の級の区分に応じ、それぞれ別表のアの表の右欄に掲げる在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、<u>在外住居手当</u>に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下「外務公務員基本手当等政令」という。）別表第1第2号の表（総領事館が所在しない勤務地（以下「総領事館非所在勤務地」という。）にあつては、外務公務員基本手当等政令別表第1第1号の表）の号別の欄に掲げる号に該当する当該外国勤務職員の勤務地に係る外務公務員基本手当等政令別表第1第2号の表に掲げ	(外国勤務手当) 第8条 条例第9条第2項に規定する外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法第9条又は<u>第10条第1項</u>の規定による在勤基本手当の額に相当する額は、別表のアの表の左欄に掲げる職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）第5条第1項に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による職務の級の区分に応じ、それぞれ別表のアの表の右欄に掲げる在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、<u>住居手当</u>に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下「外務公務員基本手当等政令」という。）別表第1第2号の表（総領事館が所在しない勤務地（以下「総領事館非所在勤務地」という。）にあつては、外務公務員基本手当等政令別表第1第1号の表）の号別の欄に掲げる号に該当する当該外国勤務職員の勤務地に係る外務公務員基本手当等政令別表第1第2号の表

る所在地（総領事館非所在勤務地にあつては、当該勤務地が属する外務公務員基本手当等政令別表第1第1号の表に掲げる所在国）に対応する額とする。 [2～5 略] 6 条例第9条第3項第3号に規定する組合規則で定める者は、外務公務員給与法<u>第6条第6項</u>各号に規定する者とする。 [7 略] 8 条例第9条第3項第3号に規定する外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法<u>第24条（第3項を除く。）</u>の規定による子女教育手当の額に相当する額は、外国通貨に換算する前の額とする。	に掲げる所在地（総領事館非所在勤務地にあつては、当該勤務地が属する外務公務員基本手当等政令別表第1第1号の表に掲げる所在国）に対応する額とする。 [2～5 略] 6 条例第9条第3項第3号に規定する組合規則で定める者は、外務公務員給与法<u>第6条第5項</u>各号に規定する者とする。 [7 同左] 8 条例第9条第3項第3号に規定する外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法<u>第15条（第3項を除く。）</u>の規定による子女教育手当の額に相当する額は、外国通貨に換算する前の額とする。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規定は、令和8年7月10日から適用する。